

教員研修高度化支援 教員研修の高度化に資するモデル開発事業実施要項

令和5年3月3日

総合教育政策局長決定

1 趣旨

令和4年に教育公務員特例法が改正されたことを受け、令和5年4月から研修の記録と当該記録に基づく対話と奨励を行う「新たな教員研修制度」が開始する。各自治体においては、この新たな教員研修制度を円滑に実施するほか、各地域における実情や教員育成指標等に合わせた研修を合理的、効果的に取り組むことがより一層求められる。このため、本事業では、教員研修の合理化・効率化に資する研修高度化に向けた取組を推進するため、教育委員会と大学等の協働によるモデルを開発し、成果を広く普及することで、全国的な研修観の転換・定着を図る。

2 事業の内容

本モデル開発事業は、以下の4つのテーマについて実施するものとし、テーマごとの趣旨、モデル開発内容、公募対象は、別途公募要領によるものとする。

- (1) 教員研修の成果確認と評価モデルの確立に関すること
- (2) 教員研修や授業研究等の高度化に関すること
- (3) 教師と管理職の対話と奨励におけるプロセスの最適化に関すること
- (4) デジタル技術を活用した指導主事訪問の高度化や各学校の研修主事への支援など、教育委員会と教育センターによる学校へのサポート機能の充実に関すること

3 委託対象

- ① 都道府県又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）及びその教育委員会
- ② 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は大学を設置する法人（以下「学校等設置法人」という。）

4 委託期間

契約を締結した日から令和6年3月29日までとする。

5 委託手続

- (1) 本事業の委託を受けようとする者は、事業計画書等を文部科学省に提出するものとする。
- (2) 文部科学省は、上記により提出された事業計画書等の内容を審査し、内容が適切であると認めた場合、業務を委託する。

6 事業の委託経費

- (1) 文部科学省は、委託先の代表者又は当該者から会計事務に関する権限を委任された者に対し、予算の範囲内で、委託事業の実施に必要な経費（設備備品費、人件費、事業活動費（諸謝金、旅費、

会議費、通信運搬費、印刷製本費、借損料、雑役務費、消耗品費、消費税相当額)、一般管理費、再委託費)を委託費として支出する。

- (2) 文部科学省は、委託先が本実施要項又は委託契約書(委託変更契約書を含む。)の定めに違反したとき、実施に当たり不正又は不当な行為をしたとき、委託事業の遂行が困難であると認めたとき等は、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7 再委託

- (1) 委託先は、受託した事業の全部を第三者に委託することはできない。ただし、当該事業を実施するに当たり、委託先が実施する事業の一部を第三者に委託(以下「再委託」という。)することが合理的であると文部科学省が認める業務については、再委託することができる。
- (2) 委託事業を再委託する場合は、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、文部科学省に対し全ての責任を負うものとする。

8 事業完了(廃止)の報告・成果報告等

- (1) 委託先は、委託事業が完了したとき(契約を解除又は廃止したときを含む)は、委託事業完了(廃止)報告書を作成し、完了した日から10日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなければならない。
- (2) 委託先は、委託事業が完了したときは、委託事業成果報告書を、委託事業完了(廃止)報告書と合わせて文部科学省に提出しなければならない。
- (3) 「委託事業成果報告書」は、文部科学省において公表する。

9 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8により委託事業完了(廃止)報告書等の提出を受け、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、委託事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

- (1) 文部科学省は、委託先における委託事業の実施が本事業の趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文部科学省は、本事業の実施に当たり、指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 文部科学省は、委託事業の実施に際し、又は委託事業の実施後、必要に応じ、委託事業の実施状況及び経理処理状況その他必要な事項について、ヒアリングを実施し、報告を求め、又は実態調査を行うことができる。
- (4) 委託先は、委託事業の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) 委託先は、その責任の下、取り扱う個人情報について、関係法令を遵守し取り扱うとともに、法令に言及がない場合においてもできるだけ匿名化の措置を講ずるなど、必要な配慮をしなければならない。

らない。

(6) 委託先は、「委託事業成果報告書」等、文部科学省への提出物全てについて、調査対象の個人情報を含めてはならない。

(7) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。